

リハビリデイサービスびたさぼ浦添
地域密着型通所介護サービスのご案内（重要事項説明書）

< 事業者概要 >

事業者	株式会社りゅうせきケアプロ
代表	代表取締役 当銘 功
住所	沖縄県那覇市字国場 32 番地
連絡先	098-840-0081
F A X	098-840-0082
設立年月日	平成 15 年 12 月 12 日

<事業所概要>

事業所	リハビリデイサービスびたさぼ浦添		
住所	沖縄県浦添市宮城三丁目 5 番 3 号フィオーレパラッツォ 1F		
連絡先	098-870-0088		
開設日	平成 22 年 4 月 1 日		
営業日	月曜日から金曜日（祝日も営業）		
休日	土・日曜日、12月30日～1月3日		
営業時間	8：30～17：30		
サービス提供時間	【1 単位目】9：00～12：15 【2 単位目】13：15～16：30		
営業地域	浦添市・那覇市・宜野湾市		
管理者	島袋 千春		
従業員	職種	職務内容	人員数
	管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理	常勤兼務 1 名
	生活相談員	利用者の生活相談、 各種社会資源の情報提供	常勤兼務 1 名 非常勤兼務 1 名
	介護職員	機能評価、機能訓練の指導、プログラム立案実行	常勤専従 2 名
	看護職員	機能評価、機能訓練の指導、各種処置	常勤兼務 1 名 非常勤兼務 1 名
	機能訓練指導員	リハビリ評価、リハプログラムの立案・実行	常勤専従 1 名 常勤兼務 1 名 非常勤兼務 1 名

<施設概要>

建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建の 1 階
床面積	75.36 ㎡
利用定員	18 名
設備	筋力マシン、有酸素運動機器、スリング
最寄バス停	小湾バス停（徒歩 5 分）

< 事業目的及び運営方針 >

りゅうせきグループの創業者は、社会福祉協議会の会長も務めるなど社会福祉事業に積極的でした。そこでその精神を受け継ぎ現在の高齢社会における介護事業の重要性を認識し介護予防の観点から軽度な要介護者を中心に機能回復訓練を提供することにより地域社会として必要な「地域インフラ的事業」に取り組みたいと思っています。

当事業者では、集団効果をねらいながら運動指導員のもと利用者自らが進んで運動することによって行動パターンを変えることに重点を置いています。

< 利用対象者 >

- ① 原則として要介護認定を受け、「要介護」と認定されていること
- ② ご利用者自らが運動を希望し、当事業所により運動が可能と判断された方
(場合によっては、医師の情報提供が必要となります)
- ③ 集団で機能訓練が可能方
- ④ 運動指導に対する理解が可能な方
- ⑤ 座位保持が可能な方
- ⑥ 週1回以上の利用が可能な方

< サービス内容 >

- ① 定期的な身体機能評価
- ② マシントレーニング
- ③ 有酸素運動
- ④ スリングセラピー
- ⑤ リラクセーション
- ⑥ その他

< その他のサービス >

送迎：各利用者の自宅玄関まで事業者の車で送迎させていただきます。

< ご利用料金など >

□ ご利用料金（1日あたり）1割負担

(2024.6月現在)

3時間以上4時間未満のサービス提供に対する1回あたりの料金						
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(日)	通所介護	416円	478円	540円	600円	663円
	個別機能訓練加算Ⅰイ	56円				
	個別機能訓練加算Ⅰロ	76円				
合計負担額(1日あたり)		548円	610円	672円	732円	795円

※上記の合計負担額は、「個別機能訓練加算Ⅰロ」を加算した場合です。

(月)	個別機能訓練加算Ⅱ	20円
	生活機能向上連携加算Ⅱ	100円
	科学的介護推進体制加算	40円
	ADL維持等加算	加算Ⅰ／30円 ・ 加算Ⅱ／60円
合計負担額(1月あたり)		190円／月（※ADL維持等加算Ⅰを加算した場合）

合計負担額(1ヶ月)	上記合計負担額(1日あたり) × 回数 + 合計負担額(1月あたり)
------------	--

※ 介護認定の有効期限が切れている場合は全額負担の時もあります。

※ その他介護保険給付の支給限度額を超えるサービスや自己負担として適当と認められるもの(おむつ代など)は実費となります。

(例) おむつ代: アテントタイプ 120 円、フラットタイプ 80 円

※ 利用として別途、「介護職員処遇改善加算Ⅲ」(合計負担額の 8.0%)を徴収します。

□ ご利用料金(1日あたり) 2割負担 (2024.6月現在)

3 時間以上 4 時間未満のサービス提供に対する 1 回あたりの料金						
		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(日)	通所介護	832 円	956 円	1,080 円	1,200 円	1,326 円
	個別機能訓練加算Ⅰイ	112 円				
	個別機能訓練加算Ⅰロ	152 円				
合計負担額(1 日あたり)		1,096 円	1,220 円	1,344 円	1,464 円	1,590 円

※上記の合計負担額は、「個別機能訓練加算Ⅰロ」を加算した場合です。

(月)	個別機能訓練加算Ⅱ	40 円
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200 円
	科学的介護推進体制加算	80 円
	ADL 維持等加算	加算Ⅰ／60 円 ・ 加算Ⅱ／120 円
合計負担額(1月あたり)		380 円／月 (※ADL 維持等加算Ⅰを加算した場合)
合計負担額(1ヶ月)		上記合計負担額(1日あたり) × 回数 + 合計負担額(1月あたり)

※ 介護認定の有効期限が切れている場合は全額負担の時もあります。

※ その他介護保険給付の支給限度額を超えるサービスや自己負担として適当と認められるもの(おむつ代など)は実費となります。

(例) おむつ代: アテントタイプ 120 円、フラットタイプ 80 円

※ 利用として別途、「介護職員処遇改善加算Ⅲ」(合計負担額の 8.0%)を徴収します。

□ ご利用料金(1日あたり) 3割負担 (2024.6月現在)

3 時間以上 6 時間未満のサービス提供に対する 1 回あたりの料金						
		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(日)	通所介護	1, 248 円	1, 434 円	1, 620 円	1, 800 円	1, 989 円
	個別機能訓練加算Ⅰイ	168 円				
	個別機能訓練加算Ⅰロ	228 円				
	合計負担額(1 日あたり)	1, 644 円	1, 830 円	2, 016 円	2, 196 円	2, 385 円

※上記の合計負担額は、「個別機能訓練加算Ⅰロ」を加算した場合です。

(月)	個別機能訓練加算Ⅱ	60 円
	生活機能向上連携加算Ⅱ	300 円
	科学的介護推進体制加算	120 円
	ADL 維持等加算	加算Ⅰ／90 円 ・ 加算Ⅱ／180 円
合計負担額(1 月あたり)		570 円／月
合計負担額(1 ヶ月)		上記合計負担額 (1 日あたり) × 回数 + 合計負担額 (1 月あたり)

※ 介護認定の有効期限が切れている場合は全額負担の時もあります。

※ その他介護保険給付の支給限度額を超えるサービスや自己負担として適当と認められるもの(おむつ代など)は実費となります。

(例) おむつ代: アテントタイプ 120 円、フラットタイプ 80 円

※ 利用として別途、「介護職員処遇改善加算Ⅲ」(合計負担額の 8.0%)を徴収します。

◎キャンセル料

お休みされる場合は、前日までにご連絡をいただかないとキャンセル料が発生致します。やむを得ない場合はこの限りではございません。

前日 17 時迄に申し出があった場合	無料
前日 17 時迄に申し出がなかった場合	利用料の 50%

< 利用料等のお支払方法 >

- ・ お支払い方法は自動引落となります。入金確認後、領収証を発行致します。なお、自動引落の契約が別途必要となります。
- ・ 初月は振込または現金での支払いとなります。(振込の場合は、手数料が利用者様負担となります。)

< サービス提供の手順 >

利用申込 → 被保険者証の確認 → 重要事項説明書による説明・同意 → 契約の締結 → 身体状況の把握 → 通所介護計画の作成 → サービスの提供 → 請求書の発行 → 利用者負担支払い → 領収書の発行

< 苦情のご相談 >

当事業所の苦情相談窓口

相談・問い合わせ先	連絡先	受付時間
リハビリデイサービスぴたさぽ浦添 (サービス提供に関しての苦情相談窓口)	098-870-0088 担当者 島袋 千春	9:00~17:30

サービス提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

介護保険に関する相談・問い合わせ窓口

浦添市役所 いきいき高齢支援課	所在地 沖縄県浦添市安波茶 1-1-1（本庁 1 階） 電話番号 098-876-1234（代表） 受付時間 9：00 ～ 17：00
沖縄県国民健康保険 団体連合会	所在地 沖縄県那覇市西 3-14-18（国保会館） 電話番号 098-860-9026 受付時間 9：00 ～ 17：00
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 西棟 3 階 電話番号 098-882-5704 受付時間 9：00 ～ 17：00

< 提供するサービスの第三者評価の実施状況について >

実施の有無	実施無し
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

< 秘密の保持 >

原則として、利用者の秘密保持について介護保険法の規定に基づき、正当な理由なく知りえた秘密をもらしません。ただし、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる必要性があり、この場合を想定して同意書の添付提出をお願いしています。同意が得られない場合、サービス調整ができずサービスを提供できません。

- ・事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

< 衛生管理等 >

- ・ 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
 - ・ 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
 - ・ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

< サービス提供の記録 >

- ・ 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、完結の日から5年以上保管します。
- ・ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

< 職員研修 >

全ての従業者（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2か月以内
- ② 継続研修 年2回以上

< 認知症ケアについて >

認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ環境、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。パーソン・セントード・ケア（いつでも どこでも その人らしく）本人の自由意思を尊重したケアを実践する。

< 身体拘束について >

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意

して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

< 虐待の防止について >

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

・虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	島袋 千春（管理者）
-------------	------------

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・虐待防止のための指針の整備をしています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

< 利益供与の禁止 >

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利用供与を禁止します。

< ご利用にあたってのお願い >

- ・保険証や医療受給者証等の書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・交通状況やその他の諸事情で、送迎開始時刻が若干前後することがございます。
- ・お休みされる場合は、前日までにご連絡をいただかないとキャンセル料が発生致します。※やむを得ない場合はこの限りではございません
- ・お休みが度重なった場合、ご利用をお断りする事がございますので、診察日や用事等はご利用日と重ならないよう調整をお願い致します。
- ・衛生管理上、センターへの飲食物の持ち込みはご遠慮下さい。もし持ち込みが発覚した場合はご利用をお断りする事がございますので、ご了承下さい。
- ・法律により金品・物品の受け取りは一切できませんので、ご協力ください。

< 現金・貴重品の持ち込みについて >

- ・現金。貴重品のお持ち込みにつきましては、紛失した場合の責任は負いかねます。
原則として現金及び貴重品はお持ちにならぬようお願いいたします。

< 持ち物の管理について >

- ・お持ちになられた靴・かばん及び、着用されている衣類・着替え等に関しては、きちんと管理して紛失防止に努める所存ですが、万が一の場合に備えてなるべく記名をしていただくようお願い致します。

< 地域との連携等 >

- ・事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。当事業所を行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

< 緊急時の対応・事故対応・非常時の対応 >

家族への連絡：利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも連絡いたします。

緊急時の対応：サービス提供時の事故発生や利用者の体調悪化等の緊急時には、速やかに必要な措置を講じ、家族や医師等へご連絡いたします。

事故発生時の対応：サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村・居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

非常時の対応：事業所は非常時災害に備えるため、具体的計画として災害時対応マニュアル、消防計画を作成し事業所管理者を防火管理責任者とし防災・避難・通報訓練を年2回行うとともに必要な設備を整え、地域・近隣と連携し非常事態発生時には速やかに必要な措置を講じ、家族へ連絡致します。

損害賠償保険：当事業所は賠償責任保険に加入しております。

重要事項説明書：重要事項が変更された場合、利用者にその内容を文書で通知致します。

契約の終了：1週間の予告期間において、この契約を解約する事が出来ます。

サービス提供計画：日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に

沿って「通所介護計画」を作成し、利用者及びその家族に説明します。

禁 止 事 項：他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

事業者住所 沖縄県那覇市字国場32番地
事業者名 株式会社りゅうせきケアプロ 印

事業所住所 沖縄県浦添市宮城三丁目5番3号 フィオーレパラッツォ1F
事業所名 リハビリデイサービスぴたさぽ浦添

説明者 職 名 管理者 兼 生活相談員
氏 名 島袋 千春 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

【ご利用者】 住 所

氏 名 印

【代理人】 住 所

氏 名 印 続柄 ()